

富山県認知症施策推進会議設置要綱

（目的）

第1条 認知症の人を含めた県民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を目指し、本県における認知症施策を効果的に推進するため、富山県認知症施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 認知症施策の検討に関すること
- (2) 認知症施策の評価・検証に関すること
- (3) その他、認知症施策の推進に関すること

（組織）

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、認知症の人、その家族及び認知症施策に関する関係者等のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長等）

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

- 2 会長は、会議を進行する。
- 3 会長が出席できないときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 推進会議は、知事が招集する。

- 2 推進会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、知事が推進会議の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。
 - (1) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条に規定する非開示情報が含まれる事項に関して協議する場合

(2) 公開することにより、懇談会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

3 知事が必要と認めた場合は、推進会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第7条 推進会議に特定の事項について意見を聴くため、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、厚生部高齢福祉課で処理する。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年11月26日から施行する。